



平成 18 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社サンエー
代表者名 代表取締役社長 上地 哲誠
(コード番号：2659 東証第一部)
問合せ先 専 務 取 締 役 古謝 将之
(T E L : 098-898-2230)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 21 日開催の取締役会において、平成 18 年 5 月 25 日開催予定の第 36 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 19 条(取締役会)、第 30 条(監査役および監査役会)、第 39 条(会計監査人)を新設するものであります。
- (2) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条(単元未満株式の権利制限)を新設するものであります。
- (4) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 27 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (7) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (8) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 5 月 25 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 5 月 25 日(木曜日)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、36,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、1単元未満の株式について株券を発行しない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、36,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引により自己株式を<u>取得</u>することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、<u>公告</u>する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合、株主または代理人は、代理権を<u>証する</u>書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2 <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、<u>議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、13名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 <u>当会社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを選任する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>2 <u>当会社の取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合、株主または代理人は、代理権を<u>証明する</u>書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令に定める事項は、</u>議事録に記載または記録する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>取締役会の設置</u>)</p> <p>第19条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の<u>決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 <u>取締役会の決議をもって、当社を代表する取締役を選任する。</u> (新 設)</p> <p>2 <u>取締役会の決議をもって取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>3 <u>取締役会の決議をもって相談役を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第20条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第22条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。</u> (新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第23条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第24条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u> 第5章 監査役および監査役会 (新 設)</p> <p>(監査役の数) 第25条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u> 2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u> 3 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> 4 <u>当社は、取締役会の決議によって、相談役を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> 第5章 監査役および監査役会 <u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第30条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の数) 第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任) 第26条 <u>当会社の監査役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを選任する。</u> (新 設)</p>	<p>(監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p>
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p>
<p>(常勤監査役) 第28条 <u>監査役は、互選をもって、常勤監査役を選任する。</u></p>	<p>(常勤監査役) 第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の<u>必要があるとき</u>は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の<u>場合には</u>、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法) 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合<u>のほか</u>、監査役の過半数をもって<u>これを決する</u>。</p>	<p>(監査役会の決議の方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、監査役の過半数をもって<u>行う</u>。</p>
<p>(監査役会の議事録) 第31条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令で定める事項</u>は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第32条 監査役の報酬<u>および退職慰労金</u>は、株主総会の決議<u>をもってこれを定める</u>。 (新 設)</p>	<p>(監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬等<u>は、株主総会の決議によつて定める</u>。 <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> </p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の設置) 第39条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の選任) 第40条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第33条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第34条 当社の<u>利益配当金</u>は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者</u>に対し、<u>これを支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第35条 当社は、取締役会の決議をもって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者</u>に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u>(以下、<u>中間配当</u>という。)を<u>行う</u>ことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間) 第36条 <u>利益配当金</u>および<u>中間配当金</u>が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払いの<u>利益配当金</u>および<u>中間配当金</u>には利息を付けない。</p>	<p>(<u>会計監査人の任期</u>) 第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>) 第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(<u>事業年度</u>) 第43条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p>(<u>期末配当金</u>) 第44条 当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者</u>に対し、<u>金銭による剰余金の配当</u>(以下「<u>期末配当金</u>」<u>という。</u>)を支払う。</p> <p>(<u>中間配当金</u>) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者</u>に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「<u>中間配当金</u>」<u>という。</u>)を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(<u>期末配当金等の除斥期間</u>) 第46条 <u>期末配当金</u>および<u>中間配当金</u>が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払いの<u>期末配当金</u>および<u>中間配当金</u>には利息を付けない。</p>

以 上